

天童市にお住まいのひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

令和4年度ひとり親世帯等 生活支援臨時給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の物価高騰対策のため、
天童市独自の支援を実施します！

1. 支給対象者

■ 令和4年10月1日以降引き続き本市に住所があり、ひとり親世帯の
者で以下の①、②のいずれかに該当する方

- ① 令和4年10月分による児童扶養手当の支給を本市で受けている方
- ② 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給決定を受けている方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 天童市役所子育て支援課家庭支援係

「ひとり親世帯等生活支援臨時給付金(ひとり親世帯分)」窓口

023-654-1111（内線722、723、727）

3. 提出書類

ア 令和4年度ひとり親世帯等生活支援臨時給付金
(ひとり親世帯分) 支給申請書

※ 必ず返送が必要になります。

イ 本人確認書類
(免許証、マイナンバーカード、保険証など)

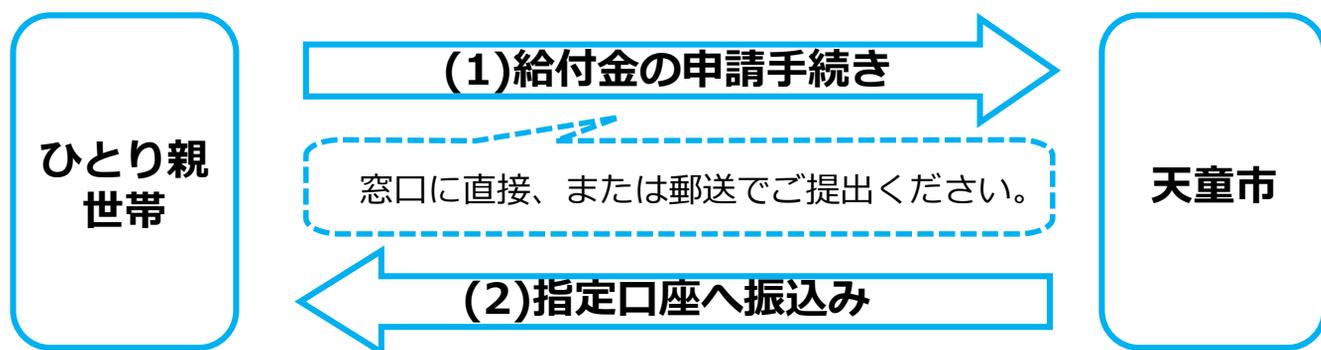
4. 給付金申請手続き

▶ 給付金を受け取るには、
支給申請書の提出が必要です。

▶ 支給申請書に必要事項を記入して、必要書類とともに
天童市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。

申請書の提出がない場合、給付金は支給できません。

▶ 内容確認後、順次指定口座に振り込みます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった
不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（また
は警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。